

麻薬小売業者免許(継続)申請書の作成要領

1 申請手続

申請対象者	麻薬小売業者免許の有効期間が、令和8年12月31日で満了する者であって、令和9年1月1日以降も引き続き免許を受けようとする者	
申請書	別紙様式による 〔紙に印刷して窓口で申請する場合、対象者が複数のときは、様式をコピーしてご使用ください。〕	
添付書類	1 医師の診断書 別紙様式(申請書)の裏面が「診断書」になっています 申請者が法人である時は、その業務を行う役員についての診断書 精神機能の障害、麻薬若しくは覚醒剤の中毒であるかないかに関するもの 〔紙に印刷して窓口申請する場合 県内の複数の薬局から同時に申請する場合、診断書の原本と写しの両方を提示し、県職員が原本と突合した後、写しを添付書類とすることができます〕 2 申請者が法人であるときは、登記事項証明書又は定款 申請書の備考欄に法人番号(13桁)をご記入いただくことで登記事項証明書の添付を省略することができます 〔紙を添付して窓口申請する場合 薬機法に基づく薬局等の届出等で、事前に登記事項証明書を県保健所に提出している場合には、登記事項証明書の添付を省略することができます。その場合、申請書の備考欄に「提出年月日」「届出内容」「提出した保健所の名称」を記入してください。〕 3 申請者が法人であるときは、その業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類(組織図、業務分掌表等) 組織図等(様式はありません)への代表者印等の押印は必要ありません	
申請手数料	4,200円 【電子申請・届出サービスによる申請の場合】  埼玉県電子申請・届出サービスの納付方法について、詳しくは県ホームページ「電子申請・届出サービスの電子納付について」をご覧ください 【窓口で申請する場合】 	
提出先	埼玉県電子申請・届出サービスで手続き可能です。 (☞の県ホームページを参考にしてください。) 埼玉県で麻薬小売業者・管理者・施用者の免許をお持ちの方へ 【年間届・継続申請のご案内】 (麻薬業務所を管轄する県保健所 生活衛生・薬事担当の窓口による申請・届出もこれまで同様に受け付けています。)	
提出部数	(紙に印刷して窓口申請する場合)1部	
提出期限	令和8年11月12日(木)	

新しい免許証(令和9年1月1日から有効のもの)は「郵送」又は「窓口」で交付します

「郵送」交付を希望する場合は、返送用封筒を申請先の県保健所に提出してください。

返送用封筒は追跡可能なもの(レターパックプラス又は簡易書留)で、返送先を予め記入してください。簡易書留の場合は、重量に応じた切手を貼付してください。

【重要】返送用封筒には電子申請・届出サービスの申込完了後に送付されるメールに記載されている「整理番号」「麻薬業務所の名称」及び「手続き名」等申請が特定できる情報を添えてください。

麻薬小売業者間譲渡許可に係る手続について

平成28年4月から「麻薬小売業者間譲渡許可」に係る手続は、埼玉県保健医療部薬務課で行っています(県保健所では行っていません。)

申請・届出書類の提出先は、十分御確認ください。

なお、既に麻薬小売業者間譲渡許可を受けている麻薬小売業者が麻薬免許の継続を行うと、免許年月日が変わりますが、この場合は麻薬小売業者間譲渡許可に係る変更届の提出は必要ありません。

2 記入上の注意事項

- (1)申請用紙の「麻薬(卸売業・小売業・施用・管理・研究)者免許申請書」の欄は、小売業に○印をつけてください。
- (2)「許可又は免許の番号」及び「許可又は免許の年月日」の欄には、医薬品医療機器等法の規定に基づく薬局開設許可の番号及び年月日を記入してください。
- (3)「申請者の欠格条項」の(1)～(5)の欄には、それぞれ当該事実がないときは「なし」(申請者が法人の場合は「全員なし」と記入してください。
- (4)(紙に印刷して申請書に記入する場合)文字・数字は、ボールペン、インク等を使用して正確に記入してください。摩擦熱で色が変わる筆記具(消せるボールペン等)は使用しないでください。
- (5)診断書の下にある「施用者・管理者所属業務所」の欄への記入は不要です。
- (6)申請書及び診断書の押印は不要です。なお、印があっても申請は可能です。

3 その他

- (1)有効期間が満了した免許証は、期間満了後15日以内に管轄する県保健所へ返納してください。
- (2)有効期間満了後(令和9年1月以降)、引き続き麻薬小売業者免許を受けようとする意思がない場合は、11月12日(木)までにその旨を管轄する県保健所に連絡し、次の手続を行ってください。
 - ア 免許失効後15日以内に「麻薬小売業者業務廃止届」に失効した免許証を添えて届けてください。
 - イ 免許失効後15日以内に「残余麻薬届」により現に有する麻薬の品名及び数量を届けてください。
 - ウ さらに、免許失効後50日以内に、現に所有する麻薬を処分(譲渡又は廃棄のための手続が別途必要です。)してください。
- (3)継続申請した場合の免許の有効期限は令和9年1月1日から令和11年12月31日までとなります。
- (4)麻薬小売業者間譲渡許可を受けている麻薬小売業者がその業務を廃止する場合は、別途譲渡許可に関する手続が必要になります。

譲渡許可に関する手続の詳細は、埼玉県保健医療部薬務課のホームページに掲載している「麻薬小売業者間譲渡許可の手引き」をご確認の上、薬務課(048-830-3633)へお問い合わせください。